

# 経営比較分析表（令和5年度決算）

宮崎県 綾町

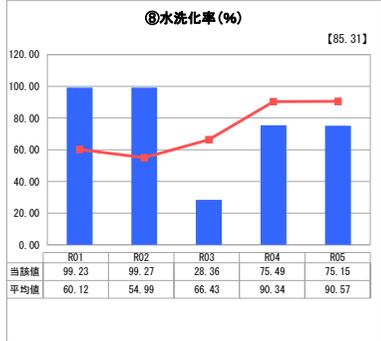
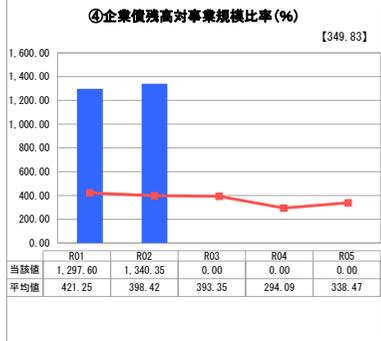
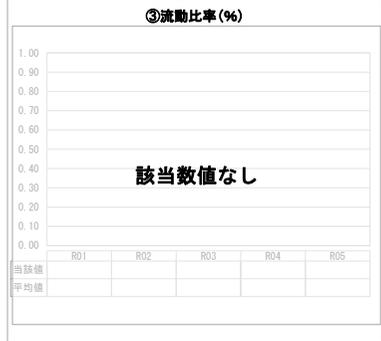
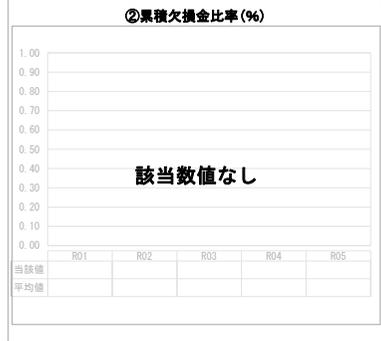
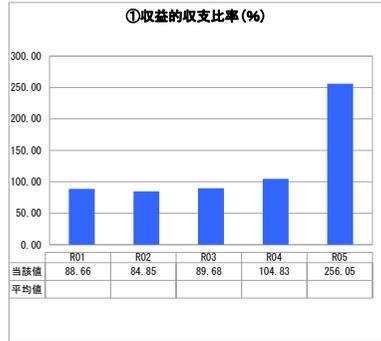
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	39.16	100.00	2,930

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
6,941	95.19	72.92
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,680	2.20	1,218.18

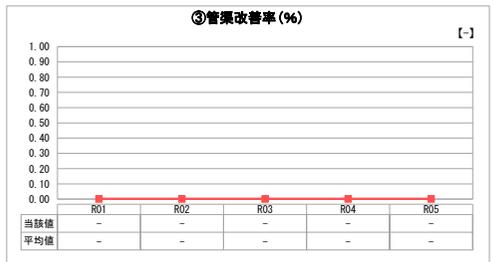
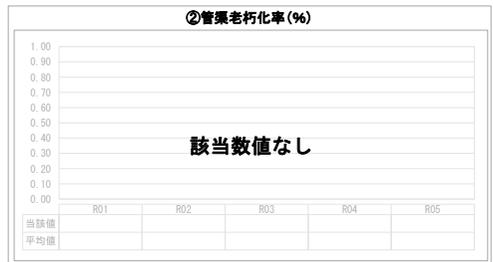
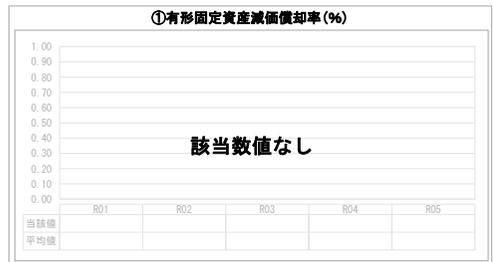
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 令和5年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率  
事業開始から現在まで、償還年数を30年で起債してきていたが、令和6年度からの公営企業会計移行により、会計上の償還年数が28年であったこと、その2年のギャップの積上げで法適移行時に資本金不足を生じることとなり、その解消のための一般会計繰入れを行ったことで収益的収支比率が大幅に増加した。  
上記当該年度の要因を除けば、浄化槽1基当たりの最低限の維持管理費用（法定検査、清掃）よりも浄化槽1基当たりの使用料の料金設定の方が低く、修繕等が発生する度に赤字が増加する構造となっているが、その分は一般会計繰入れで対応することとしているため、収益的収支比率がマイナスになることはない想定している。  
④企業債残高対事業規模比率  
令和3年度より新たに繰出基準を設け、地方債還金を一般会計で負担することになっているため、0%となっている。  
⑤経費回収率、⑥汚水処理原価  
前年度に比して修繕費が減少したため、経費回収率、汚水処理原価ともに僅かに改善した。  
⑦施設利用率  
当該会計における浄化槽は全て戸別設置であり、設置において過大な処理能力の浄化槽は無いため、その利用率の増減は家庭における使用水量の増減によるものであるから、特段の改善を要しない。  
⑧水洗化率  
既往で現在処理区域内人口の算出を誤っており、またR3は水洗便所設置済人口欄に非設置の人口を誤記していたため、正確な比較となっていない。しかし、当該事業は公共下水道事業等とは異なり、浄化槽の設置は戸別で行うものであって、設置した箇所の水洗化率は100%であるから、特段の改善を要しない。

### 2. 老朽化の状況について

当該事業の開始は平成19年であり、耐用年数を超過したものはないため、問題は生じていない。ただし、事業開始から18年が経過し、プロア等の修繕が増加傾向にあるため、今後も老朽化対策として設備の改善に努めていく。

## 全体総括

企業債の償還を一般会計が負担することを明文化したことで歳入の増加があった一方で、従前は一般会計で支出していた職員給与を当該会計で計上することになったため支出の増加及びこれに対する基準外繰入金が増加し、経費回収率が悪化している。また、令和6年度の公営企業会計適用後については、減価償却費の計上によって基準内繰入金が相当程度減少する見込みである。  
そのため、経営状況改善のために料金改定を予定していたが、検討の結果、料金体系の変更は行わず、繰入金の増額で対応することになった。今後は経費削減に努め、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。